

一般社団法人日本社会福祉学会 諸会費規程

2017年5月28日 施行

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本社会福祉学会定款第8条に基づき、会員が納める入会金および年会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本学会の入会金は次のとおりとする。

(1) 正会員 1,000円

(年会費)

第3条 本学会の年会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 賛助会員 一口10,000円(5口以上)

(3) 名誉会員 定款第8条第3項により年会費の納入を要しない。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、2017年5月28日より施行する。
- 2 この規則は、2010年4月1日に制定された「一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程」を引き継ぐものである。
- 3 任意団体日本社会福祉学会の会員として入会金を納めた者は、一般社団法人日本社会福祉学会の入会金を納めたものとみなす。
- 4 任意団体日本社会福祉学会の入会金・年会費に未納がある者は、その未納分を一般社団法人日本社会福祉学会の未納分とみなす。